

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



カニなどの送りつけ商法に注意！！

年末を控えたこの時期、突然、カニなど魚介類の勧誘の電話があり、強引に注文を迫られたり、断ったのに商品が送りつけられたという相談が多くなるので、注意が必要です。

【県内事例①】 家族に電話があり不在だと答えると、「以前、カニを注文してもらった〇〇市場です。今年もどうぞ」と言われた。どうして電話番号が分かったのか尋ねると、「ご家族が顧客名簿に載っています」との返事だったが、不審なので「要りません」と断った。帰宅した家族に確認すると、注文した覚えは全くなかった。(50代男性)

【県内事例②】 「以前、購入してもらっていた」とタラバガニの勧誘を受けた。家族が頼んでいたのだらうと思って申し込んだが、やはり断りたい。(80代男性)

【県内事例③】 「注文を受けた手作りの海の幸ができたので送る」と、覚えのない業者から電話があった。高額な商品を注文するはずがないので、きっぱりと断ったが、「そこまで言うなら法的手段をとるぞ」と脅されて不安だ(70代男性)

【県内事例④】 認知症のある独居の高齢者が、不要なカニなどの海産物を送られて困っている。見守り者が受け取りを拒否したら、解約料を請求する電話があったようだ。(契約当事者 90代女性)

アドバイス

1. 勧誘されても、必要が無ければ、きっぱりと断りましょう。
2. 断ったにもかかわらず一方的に送りつけられた場合、商品の受取り義務や代金の支払い義務はありません。
3. 断り切れずに承諾した場合でも、法定書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフできます。
4. 高齢者の方は断りきれないことも多いので、日ごろから、家族や周囲の方が気を配る事が大切です。
5. 困ったことがあれば、すぐに消費生活センター等にご相談ください。

